

(2) 特別障害給付金 身知精発難

- 対象者 国民年金の任意加入期間（平成3年3月までの学生、または昭和61年3月までの被扶養配偶者だった期間）に国民年金に加入しておらず、その期間中に初診日のある病気やけがで、国民年金障害認定基準の1、2級に該当した方
- 内容
- ・ 1級 基本月額：55,350円（令和6年度）
 - ・ 2級 基本月額：44,280円（令和6年度）
- （特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直されます）
- その他
- ・ 所得制限あり
 - ・ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は除く
- 申請先 健康医療部 保険年金課 ☎ 042-620-7238

(3) 障害厚生年金（厚生年金保険法）

- 対象者 厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方
- 内容
- 厚生年金に加入中の障害で障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金（1級又は2級）が受けられます。
- 障害の程度が軽いときは3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられます。
- 年金額は給与及び障害の程度により異なります。詳細については、申請先にお問合せください。
- 申請先 八王子年金事務所 お客様相談室
- ☎ 042-626-3511（音声自動案内のため、案内に従って の順に電話のプッシュボタンを押して下さい。）